

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:24地福第3-1号)
訪問調査 実施日: 平成25年9月4日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人菱野団地子どもセンター (施設名)萩山保育園	(施設種別) 保育所 (基準の種類) 保育所版
代表者氏名 理事長 森田正明	定員(利用人数) 60名
所在地:〒489-0886 瀬戸市萩山台3-69	TEL 0561-84-3872

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>緑が多く、広々とした園庭にたくさんの遊具が設けられ、子どもたちは思い切り遊ぶことができる。立派なプールで水に親しみ、健全な体を育もうと努力している。子ども達も、皆いきいきとした笑顔で、仲間や職員と過ごしている。隣接する大規模団地だけにとどまらず、団地外から登園している子ども多数いることから、地域のニーズに応えた保育を実施しているようだ。利用者の3割程度が外国籍の世帯であるが、多様な家庭を受け止め、支援していこうとする姿勢が見える。職員は、皆穏やかに暖かく子ども達と接しており、利用者アンケートの結果を見ても、保護者から信頼されていることがよく分かる。また、職員へのヒアリング結果からは、働きやすい職場であることが窺え、在職期間の長さにつながっている。職場の安定した雰囲気も、子どもへの処遇に反映している。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>保育所の明確な理念に基づく中・長期計画を策定し、職員全体で共有されたい。もって、職員参画のもと、年度の事業計画をはじめ、各種業務や処遇改善を図っていこうとする体制の構築が求められる。日常保育は、誠実に実践されているようだが、園長の指導力に頼りすぎており、園長にとって大きな負担となっているように思われる。慣例や習慣となっている保育内容や施設運営に対して、課題別の会議や、検討会を定期的実施するなどし、日々のふりかえりや、大胆に見直しができるような組織の柔軟性が求められる。また、保育場面における、様々な情報の共有や、共通理解を深めるために、各種マニュアルや保育の実践について、標準的な手順書等が整備されると、新人職員にとっても安心だろう。自己評価は定期的実施されているが、すべての評価項目について、判断理由や根拠を明らかにし、職員全体で共有できるとよいだろう。園の得意な部分を一層強調し、不得意な部分は皆で力量を上げていけるような取り組みが望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受審するにあたり、書類的に不備な点が多く、組織や規則等の整備の面からも現実にそぐわない面もあり、整備・更新が充分いきわたっていない保育園の現状を見ていただいたところと感じております。今回の受審により、保育園として脆弱な部分も段々明確になってまいりました。今後は、保育園の得意とする部分を一層伸ばしつつ、不得意な部分は職員全体で認識を共有し、保育の質の向上と、底上げに取り組んでいきたいと思います。この受審で評価していただいたところは、大切に日々の保育につなげていき、指摘をいただいたところは改善に努め、よりよい運営、保育を目指していきます。</p>
---

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ Ⓑ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ Ⓑ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

保育所理念・基本方針は、保育所運営の基本であり、職員の行動規範となるので、職員や関係者等に十分な理解を促すための取組みが求められる。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ Ⓒ
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ b ・ Ⓒ
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ b ・ Ⓒ
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ b ・ Ⓒ
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ b ・ Ⓒ

#### 評価機関のコメント

保育内容、組織体制、設備整備等の現状を分析し、分析結果を反映させた中・長期計画と収支計画の策定に、組織的に取り組むことが求められる。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	保 11	a ・ b ・ Ⓒ

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉞ ・ c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組みに指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

園長は職員を理解し、リーダーとして信頼を得ている。組織的に指導していく力が発揮されることを期待する。関係法令については、正しく理解をするための取組みが求められる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組みを行っている。	保 15	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉟

#### 評価機関のコメント

経営環境に係る関連情報と、福祉ニーズを積極的に把握し、中・長期計画や事業計画に反映させるとよい。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ b ・ ㉟
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ ㉟
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ b ・ ㉟
	Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組みが行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組みをしている。	保 24	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

人事管理体制の基本的な考え方を明確にし、必要な人材・人員体制について具体的なプランの策定が求められる。職員の研修に関する基本姿勢の明示、研修計画の策定が求められる。

## II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ b ・ ㉔
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	a ・ ㉔ ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	a ・ ㉔ ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉔ ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

緊急時(事故、感染症の発生時など)の安全確保について、把握すべきリスク別に、責任と役割りを明確にしたマニュアルと管理体制を整備し、職員への周知を図ることが求められる。事故の未然防止のため、事例収集(ヒヤリハット)を整備するとよい。

## II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ b ・ ㉔
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	㉔ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	a ・ ㉔ ・ c

### 評価機関のコメント

関係機関との連絡を適切に取り、連携を確保している。子どもや職員が地域の行事等に参加したり、園庭の開放、子育て相談事業の実施など、社会資源として地域に開放する取組みがされるとよい。ボランティアの受け入れに取り組むとよい。

## 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

### III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
III-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ b ・ ㉔
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
III-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

職員の誰もが、利用者のプライバシーを保護する立場であることの理解を深め、関連の規程やマニュアルを整備されたい。

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	a ・ b ・ ㉔
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	a ・ b ・ ㉔
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

子どもの登園から降園までの保育の実践について、標準的方法を手順化、文書化して標準化を図られたい。また、その方法については、職員全体で定期的に見直せるような仕組みを構築されたい。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	a ・ ⑥ ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	a ・ ⑥ ・ c

#### 評価機関のコメント

保護者の同意を得るにあたっては、解りやすい資料を提供し、書面で確認されたい。保育園の概要や保育内容については、市民のだれもが情報を得るように、ホームページの開設や、公共施設へのパンフレット配置等を通じ、広範に取り組みたい。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

アセスメントについては、従来の手順で行っているが、パート職員を含めた職員全体でアセスメント情報の共有を図られたい。また、アセスメントは、変化に応じて定期的に見直せるような仕組みを構築されたい。

### Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ㉞ ・ c

#### 評価機関のコメント

養護と教育の一体的展開について、職員一人ひとりが認識し、保育計画に反映されたい。自己評価を契機として、職員全体の意見が反映された、保育の質の向上につながる仕組みを構築されたい。

### Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	a ・ ② ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	a ・ ② ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	a ・ ② ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

子どもたちは、食事を楽しんでいる。食事を通じて子どもの健康を家庭とともに支えている。離乳食やアレルギー食に配慮している。

### Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けっていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	a ・ ② ・ c

#### 評価機関のコメント

懇談会、保育参加等を通じて保護者と情報を交換し、家庭の様子を把握して、相互の共通理解を図っている。虐待防止マニュアルは、既存のものを精査し、園独自のものを作成されたい。虐待への対応については、職員全体の共通理解を図るための勉強会や職員研修の実施に取り組まれたい。